

○無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）新旧対照表

改正案			現行		
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）			別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		
機種	条件		機種	条件	
(略)	(略)		(略)	(略)	
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)
	搜索救助用レーダートランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1 Q O N電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号イ及びハ並びに第 5 号イの条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号ハ及び第 5 号イ並びに第 2 項第 1 号の条件に適合するものであること。 		搜索救助用レーダートランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1 Q O N電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号イ及びハ並びに第 5 号イの条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号ハ及び第 5 号イ並びに第 2 項第 1 号の条件に適合するものであること。
	搜索救助用位置指示送信装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 F 1 D電波 161.975MHz 及び 162.025MHz を使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号（ルを除く。）の条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 の 2 第 1 号（イを除く。）、第 3 号 			

		及び第4号イの条件に適合するものであること。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
	船舶航空機間双向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)

注 (略)

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的条件(第2条関係)

機種		試験方法		条件
(略)		(略)		(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	搜索救助用レーダーの3第	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	設備規則第45条の3	2 落下	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	の3第	3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

	船舶航空機間双向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)

注 (略)

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的条件(第2条関係)

機種		試験方法		条件
(略)		(略)		(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	搜索救助用レーダーの3第	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	設備規則第45条の3	2 落下	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	の3第	3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

備 の 機 器	ポ ン ダ	2 項 に 規 定 す る 搜 索 救 助 用 レ ー ダ ー ト ラ ン ス ポ ン ダ	4 塩 水 噴 霧	J I S F 0 8 1 2 の 「8.12 腐食試験 (塩水噴霧)」によ ること。	ま で あ る こ と 。 (2) 掃引周波数 は、設備規則第 45 条の3の3 第1項第2号イ の条件に適合す ること。	備 の 機 器	ポ ン ダ	2 項 に 規 定 す る 搜 索 救 助 用 レ ー ダ ー ト ラ ン ス ポ ン ダ	4 塩 水 噴 霧	J I S F 0 8 1 2 の 「8.12 腐食試験 (塩水噴霧)」によ ること。	ま で あ る こ と 。 (2) 掃引周波数 は、設備規則第 45 条の3の3 第1項第2号イ の条件に適合す ること。
		5 連 続 動 作	(一) 20℃の温度 に 48 時間待受状 態で放置した後、 8 時間 (送信時間 の受信時間に対す る割合は9分の1 とする。) 動作させ たとき。	(3) 1 回の周波 数掃引の時間は 、設備規則第 45 条の3の3第1 項第2号ロの条 件に適合するこ と。	(一) 20℃の温度 に 48 時間待受状 態で放置した後、 8 時間 (送信時間 の受信時間に対す る割合は9分の1 とする。) 動作させ たとき。	(3) 1 回の周波 数掃引の時間は 、設備規則第 45 条の3の3第1 項第2号ロの条 件に適合するこ と。					
		6 温 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」 及び「8.5 熱衝撃 試験」によること。	(4) 周波数掃引 の復帰時間は、 設備規則第 45 条の3の3第1 項第2号ハの条 件に適合するこ と。	(4) 周波数掃引 の復帰時間は、 設備規則第 45 条の3の3第1 項第2号ハの条 件に適合するこ と。			6 温 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」 及び「8.5 熱衝撃 試験」によること。	(4) 周波数掃引 の復帰時間は、 設備規則第 45 条の3の3第1 項第2号ハの条 件に適合するこ と。	
		7 湿 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	(5) 1 回の応答 送信は、設備規 則第 45 条の3 の3第1項第2 号ニの条件に適 合すること。	(5) 1 回の応答 送信は、設備規 則第 45 条の3 の3第1項第2 号ニの条件に適 合すること。			7 湿 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	(5) 1 回の応答 送信は、設備規 則第 45 条の3 の3第1項第2 号ニの条件に適 合すること。	
				(6) 応答遅延時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号 ホの条件に適合 すること。	(6) 応答遅延時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号 ホの条件に適合 すること。						(6) 応答遅延時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号 ホの条件に適合 すること。
				(7) 応答回復時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号	(7) 応答回復時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号						(7) 応答回復時 間は、設備規則 第 45 条の3の 3第1項第2号

				<p>への条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号ロの条件に適合すること。</p>					<p>への条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号ロの条件に適合すること。</p>
	搜索救助用位置指示送信装置	<p>1 振動</p> <p>2 落下</p> <p>3 水密</p> <p>4 塩水噴霧</p>	<p>J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.12 腐食試験(塩水噴霧)」によること。</p>	<p>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</p> <p>2 始動してから 1 分経過したとき以後において、次の電气的条件を満たすこと。</p> <p>(1) 周波数の偏差は、設備規則別表第 1 号の条件に適合すること。</p> <p>(2) 占有周波数帯幅は、設備規則別</p>					

		<p>5 <u>連続動作</u></p> <p>6 <u>温度</u></p> <p>7 <u>湿度</u></p>	<p>ること。</p> <p>(-)20℃の温度に10～16時間放置した後、96時間動作させたとき。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.3 高温高湿試験」によること。</p>	<p>表第2号の条件に適合すること。</p> <p>(3) 設備規則第45条の3の3の2第2号の条件に適合すること。</p> <p>(4) 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</p>					
船舶航空機間 双方向無線電話装置	<p>1 振動</p> <p>2 衝撃</p> <p>3 水密</p> <p>4 連続動作</p> <p>5 温度</p>	<p>J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。</p> <p>双方向無線の4に同じ。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。</p>	<p>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</p> <p>2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>(1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。 イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。 ウ 空中線電力</p>	船舶航空機間 双方向無線電話装置	<p>1 振動</p> <p>2 衝撃</p> <p>3 水密</p> <p>4 連続動作</p> <p>5 温度</p>	<p>J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。</p> <p>双方向無線の4に同じ。</p> <p>J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。</p>	<p>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</p> <p>2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>(1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。 イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。 ウ 空中線電力</p>		

		6 湿度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 1 4 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 4 5 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 4 5 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第 8 条関係)

項目 区分	機種	用途	使用 する 環境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ャ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用レー ダートラ ンスポン ダ	○	○	○	○	○			○				○
搜索救助 用位置指 示送信装 置	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○

		6 湿度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 1 4 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 4 5 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 4 5 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第 8 条関係)

項目 区分	機種	用途	使用 する 環境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ャ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用レー ダートラ ンスポン ダ	○	○	○	○	○			○				○
搜索救助 用位置指 示送信装 置	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器																				
(略)																				

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器																				
(略)																				

別表第八号 機器の型式表示に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	(略)		(略)
	捜索救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器	L T L
		設備規則 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器	L T S
	捜索救助用位置指示送信装置の機器		A T L
	デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	デジタル M F ・ H F 送受信装置	S H
		デジタル V H F 送受信装置	S V
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)

別表第八号 機器の型式表示に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	(略)		(略)
	捜索救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器	L T L
		設備規則 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器	L T S
	デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器		S H
	デジタル V H F 送受信装置		S V
	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)

5 方式	(略)	(略)
	搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置の機器	海面において使用するもの その他のもの
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

注 (略)

5 方式	(略)	(略)
	搜索救助用レーダートランスポンダの機器	海面において使用するもの その他のもの
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)